

特別養護老人ホーム もみの樹園 入居契約書

_____（以下「入居者」といいます）と、特別養護老人ホームもみの樹園（以下「事業者」といいます）は、事業者が入居者に対して行うユニット型介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、入居者に対し、介護保険法の趣旨に従って、ユニット型介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 ____年 ____月 ____日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、入居者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護者（要介護3～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- (1) 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、ユニット型介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- (2) 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- (3) 施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を入居者又は身元引受人（その家族）に説明のうえ、文書により入居者又は身元引受人（その家族）の同意を得て交付します。

第4条（ユニット型介護老人福祉施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、入居者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 入居者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】に記載のとおりです。事業者は上記の内容について、入居者及び身元引受人に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供等により事故が発生した場合、適切な措置を講ずるとともに、身元引受人（その家族）に事故発生時の経過及び状況説明を行います。
- 4 事業者は、サービス提供にあたり、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動の制限をしません。

第5条（要介護認定の申請にかかわる援助）

- 1 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入居者を援助します。
- 2 事業者は、入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を入居者に代わって行います。ただし、この場合、手続にかかる経費については、入居者の負担とします。

第6条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は、ユニット型介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 入居者は、午前10時から午後4時の間に、当該入居者に関する第1項のサービス提供記録を事業者内の指定場所で閲覧することができます。
また、入居者が希望する場合は、事業者はサービス実施記録の写しを交付します。
この場合、実費相当額は入居者の負担とします。

第7条 (料金)

- 1 入居者は、サービスの対価として【契約書別紙(料金表)】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の請求書に明細を付して、翌月10日までに入居者に通知します。
- 3 入居者は、当月の料金の合計額を翌月28日までに指定金融機関での自動振替の方法で支払います。

第8条 (契約の終了)

- 1 入居者は、事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事項に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (1)入居者又は身元引受人・保証人が、契約締結時及びサービスの実施時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2)入居者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払いいただけない場合
 - (3)入居者又は身元引受人(その家族)が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (4)入居者が病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、事業者で対応できる範囲を超えた医療処置等が必要になった場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - (5)入居者又は身元引受人(その家族)から職員に対するセクシャルハラスメント又はパワーハラスメント、身体的・精神的暴力等によって、信頼関係が著しく害され、事業継続に重大な支障を生じさせた場合
 - (6)やむを得ない事情により事業者を閉鎖又は縮小する場合

第9条 (退居時の援助)

事業者は、契約が終了し入居者が退居する際には、入居者及び身元引受人(その家族)の希望、入居者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

第10条 (秘密保持)

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た入居者及び身元引受人(その家族)に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は

契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、他事業者等に対し、入居者の個人情報を提供することはしません。

第11条（個人情報の取り扱い）

本契約に際し入居者および身元引受人・保証人は、自身や身元引受人（その家族）の個人情報については事業者が以下の各号の条件に従い必要最小限の範囲で使用したことに同意したとみなします。

- 1 個人情報の利用期間は、本契約に基づく介護サービス提供に必要な期間とします。
- 2 個人情報利用目的を以下に定め、それ以外の目的に決して使用しません。
 - (1) 本契約に基づく介護サービス提供に必要な場合
 - (2) 介護保険における介護認定の更新および変更の申請のため
 - (3) ケアプラン立案、カンファレンス、サービス担当者会議、行政等による各種調査等のため
 - (4) 医療機関、自治体、保険者、その他社会福祉団体との連絡調整のため
 - (5) 入居者のため必要な行政手続きを事業者がおこなう場合
 - (6) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

第12条（損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供に当たって故意又は過失により、入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。第10条記載の守秘義務に反した場合も同様とします。

ただし、入居者に故意又は過失が認められ、かつ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 入居者又は身元引受人（その家族）が、契約締結時およびサービスの実施時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 入居者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 入居者又は身元引受人（その家族）が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) サービス従事者が適切に巡回、見守り、衝撃吸収マット設置などをおこない事故防止に努めたにもかかわらず、入居者の心身の事由による転倒転落事故に起因して損害が生じた場合

第13条（連絡義務）

事業者は、入居者の健康状態が変化した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な措置を行います。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、入居者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業者の設備又はサービスに関する入居者の要望、苦情等に対し、誠意を持って対応します。

第15条（身元引受・保証）

- 1 事業者は入居者に対し身元引受人・保証人を求めています。ただし、身元引受人・保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人となる方は、責務を果たすことが可能な状態であることを要件とします。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する債務について入居者と連帯して履行の責めを負うとともに、次の各号に定める事項について、事業者に対し、履行の責めを負うものとしてします。
 - (1) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院申込の措置並びに入院等の費用の支払い負担
 - (2) 入居者が支払う施設利用料が未納、延滞、支払不能な場合の支払負担
 - (3) 入居者が契約解除の通告を受けた場合、入居者の身柄の引取り、又は転居先の確保の措置
 - (4) 入居者が死亡した場合、遺体の引受、遺留金品の処理その他必要な措置
 - (5) 前各号の他、入居者の身上に関する必要な措置
- 4 入居者は、入居者の身元引受人が死亡もしくは事情により変更が必要になった場合は、その旨を直ちに事業者へ通知し、新たに身元引受人を立てるものとしてします。また事業者は身元引受人が責務を果たせないと判断した場合には変更の依頼をすることがあります。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 入居者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとしてします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

入 居 者

住 所

氏 名

電話番号

_____ ㊟

_____ - _____

身元引受人・保証人

住 所

氏 名

入居者との続柄

電話番号

携帯番号

_____ ㊟

_____ - _____

_____ - _____

事 業 者

名 称 等

住 所

電話番号

代表者名

<介護保険事業者番号1370405738>

社会福祉法人 園 盛 会

特別養護老人ホーム もみの樹園

東京都新宿区上落合1丁目17番地8号

03-6915-3001

施設長 笛 木 敏 彦 ㊟